

「監理技術者制度運用マニュアル」の改正概要(R6.4施行※)

背景

- ①働き方改革の観点から、育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが重要
- ②カメラや動画を常時通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展
- ③バックオフィスによる支援が効果的な事例の増加

⇒技術者の働き方改革の推進に資することを目的に、以下の内容のマニュアル改定を実施

(1) 専任の取り扱いの明確化

- 専任工事※にて、監理技術者等が現場を不在にする合理的理由の例示の追加等

※現場における職務実施が基本だが、必ずしも常駐を必要とするものではない

【不在にする合理的な理由の例示追加】

(現在の例示)

- ・研修、講習、試験等への参加
- ・休暇の取得

背景
①

(例示追加)

- ・働き方改革の観点を踏まえた勤務体系
(例:勤務間インターバル)
- ・当該工事にかかる打合せや書類作成等

【不在にする際の対応の見直し】

(現在の規定)

適正な施工が確保できる体制を確保するとともに、その体制について発注者の了解を得る必要

背景
①

(内容改定)

不在が短期間(1~2日程度)の場合※は、その間の施工内容等を踏まえた適切な施工体制を確保することを前提に発注者等の了解を不要
※終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合及び周期的に現場を離れる場合は除く

【不在の際の適切な施工ができる体制確保の例示追加等】

(現在の例示)

- ・必要な資格を有する代理の技術者の配置
- ・工事の品質確保等に支障のない範囲において、連絡を取りうる体制、必要に応じて現場に戻りうる体制の確保

背景
②

(例示追加等)

- ・「リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保」、「その通信手段による必要な資格を有する代理の技術者が対応できる体制の確保」を例示に追加
- ・体制確保の方法は現場状況や不在期間、不在とする監理技術者等の状況を踏まえ適切に選択する旨追記

(2) 監理技術者等を支援する者の配置の推進

- 監理技術者等の役割を適切に果たすために、支援する者の配置は重要
- バックオフィス支援を念頭に、「大規模な工事現場以外」、「技術者以外」にも推進規定※を拡充

(現在)

監理技術者を支援する者の配置に関する推進規定の内容は以下のとおり限定的

- ・大規模な工事現場の場合を記載
- ・支援する者を、「同じ建設業者に所属する“技術者”」と記載

背景
①③

(内容改定)

- ・現行の限定的な記述を改め
- ・なお、支援する者を配置した場合も、技術的な管理をつかさどる監理技術者等の役割に変わりはない旨追記

※推進規定であり義務ではない

※監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について(国土建第290号、令和6年3月26日)
主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(改正)
(国土建第309号 平成30年12月3日)は廃止